

夷隅郡市広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 4 年 4 月 1 日
夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防長

夷隅郡市広域市町村圏事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた具体的な内容と目標

(1) 女性職員の活躍に関する状況把握

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、事務局、消防機関において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

ア. 採用した職員に占める女性職員の割合（消防機関）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
22.2%	12.5%	0%	0%	20.0%

イ. 消防吏員に占める女性消防吏員の割合（消防機関）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1.1%	1.6%	1.6%	1.6%	2.1%

ウ. 男性職員の育児休業取得率

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
0%	0%	0%	0%	0%

エ. 男性職員の配偶者出産休暇取得率

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
28.6%	50.0%	80.0%	75.0%	66.7%

オ. 男性職員の育児参加のための休暇取得率

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
0%	3.6%	3.3%	3.8%	3.7%

カ. 年次休暇平均取得日数

平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
6.7 日	8.6 日	8.1 日	10.2 日	8.1 日

(2) 女性職員の活躍の推進に向けた目標

当該課題の分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、事務局、消防機関において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。

ア. 職員に占める女性職員の割合（消防機関）

女性消防吏員の割合を 5% に近づける。

イ. 男性職員の育児休業取得の促進

育児休業を取得する男性職員の実績を作る。

ウ. 男性職員の育児参加のための休暇取得の促進

制度が利用可能な男性職員の育児参加のための休暇の取得割合を 30% 以上にする。

エ. 年次休暇取得の促進

年次休暇の平均取得日数を 10 日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 女性消防吏員の採用について

女性消防吏員の活躍等をホームページ等を利用して地域に広く広報し、また、採用試験を実施するにあたり、女性の受験者数を増やすため、管内の大学や高等学校への広報を促進する。

(2) 男性職員の育児休業取得の促進について

育児休業制度の周知を図るとともに、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを行う。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加休暇について

男性職員に対して子育て支援のための制度等を周知し、育児参画の推進に努める。

(4) 年次休暇取得の促進

年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。